

障がいのある方、高齢の方などを みんなで支援しよう

災害時要援護者支援制度

市では、大規模な災害が発生したときに、障がい者や高齢者など支援が必要な方（災害時要援護者）に対して、安否確認や避難誘導などの支援が行えるよう、自治会・自主防災組織等と連携し、地域で支える安心・安全のネットワークづくりを目指しています。



災害時要援護者登録制度の内容

- 1 災害時に、家族等の支援だけでは避難することができない、または、家族等の支援を受けられない方で、ご自身の個人情報地域支援者（自治会、自主防災組織等）に提供することに同意し、災害時に支援を希望される方が、市へ登録申請を行います。
- 2 市は、災害時要援護者からの登録申請に基づき、「災害時要援護者名簿」を作成します。
- 3 災害時の支援活動についての協力と個人情報の取扱い等についての協定書を市へ提出した地域支援組織（自治会、自主防災組織等）へ、災害時要援護者の情報を提供します。
- 4 地域では、名簿により要援護者を把握し、災害時に安否確認・避難誘導・情報伝達等が行えるよう支援体制を整えます。

対象となる方

災害時に、家族等の支援だけでは避難することができない、または、家族等の支援を受けられない在宅の方で、自分の名前や住所、身体等の状況などの個人情報を、地域の支援者（自治会、自主防災組織、避難支援者）に提供することに同意される方を対象とします。

- 1 一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯に属する方
- 2 昼間に一人になる高齢者
- 3 介護が必要な方
- 4 心身等に障がいのある方
- 5 難病患者、妊産婦、外国人など何らかの支援が必要な方

くわしくは

福祉部福祉総務課

ボランティアに参加しよう

大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」

「災害時におけるボランティア」として登録していただくことにより、ボランティア希望者にボランティア活動のニーズについての情報を提供し、また、安心して活動していただけるよう、府がボランティア保険の保険料を負担する制度があります。

あなたも「災害時におけるボランティア」として登録しませんか。

登録方法・対象

●ボランティアの登録制度には次の2つの登録方法があります。

登録方法	登録の対象
事前登録 (平常時の登録：随時)	災害時にボランティア活動を行うことができる【 団体 】 ※団体構成員は5人以上と限定させていただきます。
発災時登録 (災害発生後の登録)	ボランティア活動を希望する【 個人及び団体 】 ※個人登録の場合、年齢が15歳以上の方に限定させていただきます。



くわしくは

大阪府危機管理室災害対策課 <http://www.pref.osaka.jp/kikikanri/keihatsu/volunteer.html> まで